

「2027 年度 勤務労働条件に関する要求書」の申入れに関する交渉

【日時】令和 8 年 6 月 16 日（火）17:00～17:30

【場所】市役所本庁舎 2 階 健康局会議室

【出席者】こども青少年局企画部長以下、大阪市従業員労働組合市民生活支部支部長以下との交渉

（所属）

ただ今から、こども青少年局と大阪市従業員労働組合市民生活支部との本交渉を始めさせていただきます。

（支部）

自治労は、2026 現業・公企統一闘争において「自治体現場力を高め、地域に根差したとりくみによる質の高い公共サービスの確立」をスローガンに掲げ、「職の確立」を基本とする「新たな技能職」へのとりくみと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体とりくみ指標を設定し、全国で闘争体制の強化を図ることとしている。

市従は、組合員の生活と権利を守るとはもとより、市民福祉の向上と市民・住民のための市政改革、市政運営の発展に寄与することを第一義に、大きく変貌する時代に対応すべく、市民に必要とされる公共サービスの確立を図るとりくみを進めるとともに、引き続き市民・利用者が求める「質の高い公共サービス」を提供していくため、さらなる現業職場活性化運動を邁進する」を目標に、16 項目の個別要求課題を掲げ、闘争を推進している。

支部においても、これまで現業・公企統一闘争と連動しながら、本部－総務局間での協議を踏まえ、支部－所属間で独自課題の解決に向け交渉を行い、快適な職場環境づくりや組合員の不安や不満の解消に繋げてきた。

そうした中、「市政改革プラン」で、10 年以上の技能職員の採用凍結により、50 代以上の職員に偏り、20 代、30 代、40 代が極端に少ないという、歪な職員分布となっている。災害時に対応する職員が足りないという事態が想定できたにもかかわらず、所属として人材マネジメントを怠ったことは、不信感を抱かざるを得ない。

さらに、「新・市政改革プラン」においては、「DX・官民連携の推進」や「業務改革の推進」など、新たな行政課題として、自然災害の多発化や災害の激甚化等への対応の必要性についても言及をしている。

しかし、災害対策を推進する一方で、災害の復旧・復興に大きく寄与できる技能職員について、将来にわたって直営が必要となる部門においては採用を継続しつつも、職員数を適宜精査し、委託化・効率化を図りながら削減が進められている。

近年、気候変動の影響により災害リスクが高まっており、「大規模地震」や「線状降水帯による断続的な豪雨」などの自然災害は、いつ発生してもおかしくない状況にある。さらに、今後は「南海トラフ地震」の発生も懸念されている。このような中、自然災害発生時においては市民の命と財産を守り、安全・安心な暮らしを一日も早く取り戻すことは、行政及び基礎自治体の最も重要な責務である。そのため、近年多発する大規模自然災害に的確に対応できる基礎自治体としての基盤強化をはかる必要がある。「直営体制」を基本に、質の高い公共サービスを安定的に提供するとともに、市民の暮らしを守ることができる持続的かつ実効性のある業務執行体制を構築するよう強く求めておく。

また、委託化・効率化に関わっては、物価高騰や人件費の上昇の影響を受け、官民間わず人材不足が深刻化している。公務職場においても、新規採用試験の受験者数の減少や会計年度任用職員の確保が困難となるなど、人材確保を取り巻く環境は厳しさを増している。さらに、民間委託業者による不適切な事案や業務継続上の問題により、業務遂行に支障をきたす事例も発生している。

総務省は、民間委託した業務であっても、その責任は行政に帰属するとしており、委託

先の経営破産や事業継続の困難などにより業務遂行に支障が生じた場合においても、自治体が適切に業務を執行・管理する必要があるとしている。また、質の高い公共サービスを効果的かつ効率的に提供することを前提に、民間委託と直営のいずれかを選択するかは、自治体が主体的に判断するべきものとしている。

しかしながら、近年は物価高騰や人件費の上昇により委託費が増大しており、民間委託が必ずしも効果的・効率的な手法であるとは限らない状況となっている。加えて、委託先の事情により業務が滞った場合においても、市民サービスを継続するためには、行政自らが対応できる体制を確保しておくことが不可欠である。よって、安定的かつ継続的な公共サービスを提供できる観点から、改めて直営体制の重要性を認識し、その機能の維持・強化をはかるとともに、専門性と技術の継承を見据えた人財の確保・育成に積極的にとりくむよう強く求めておく。さらに、安易な委託化や効率化を進めるのではなく、市民サービスの継続性と行政責任の確保を最優先に据えた業務執行体制を構築するよう、重ねて強く求めるものである。

組合員は、限られた人員で「質の高い公共サービス」の提供に努めていることから、勤務労働条件にも多大な影響が及んでいる。結果として、各職場では、厳しい状況下で業務を遂行している事態であり、局として、そうした組合員の日々の努力をしっかりと受け止めるべきである。

さらに、2級班員制度については、2026年度より受験資格が5年以上に緩和された。

一方で、2級班員の設置が進んでいない職場が依然として多数存在していることから、技能職員が従事するすべての職域において設置を行うよう求めておく。

今後も市民・利用者が求める「質の高い公共サービス」を継続するためにも、これまで培ってきた【技術・技能・知識・経験】を継承していくことは必要不可欠であり、行政サービスを停滞させないための必要な人財確保へ向け、すべての職域の採用凍結を解除し、継続した新規採用を強く求めるとともに、組合員が「働きがい・やりがい」を持って業務をおこなえる職場環境整備を図ることを求めておく。

また、あらゆる有事も踏まえ、今後もより一層充実した公共サービスを提供するためには、適正な要員配置、よりよい職場環境整備を図ることはもとより、今回申し入れた現場組合員の勤務労働条件や労働安全衛生、被服の課題等について、局として要求項目の実現にむけ、誠意を持って対応するよう求めておく。

(所属)

ただいま、支部長より「2027年度 勤務労働条件に関する要求書」をお受けした。

本日、申入れのあった各項目のうち、専ら職制が自らの責任と判断において行う管理運営事項を除く、勤務労働条件など交渉の対象となる事項については、支部の皆様方と適宜交渉・協議を行ってまいりたいと考えているので、ご理解・ご協力をよろしくお願いする。

(支部)

次に、支部として今年度の課題について申し添えておく。

昨年、熱中症については、労働安全衛生規則の改正により、早期発見と連絡体制の整備や応急処置と医療機関への搬送手順を作成し、周知することが事業者の義務となった。屋外のみ対策だけでなく、屋内や厨房についても、十分に職員の安全配慮に向けて、とりくみ強化を行うよう要請しておく。

特に厨房については、高温多湿となるため、職員の安全配慮および衛生面も考慮する必要がある、厚生労働省が作成している「大量調理施設衛生管理マニュアル」で、湿度が80%以下、温度は25℃以下に保つことが望ましいと推奨されていることから、厨房環境にも十分なとりくみ強化を行うよう要請しておく。

次に作業服などの改善については引き続き、生地の変更や検証、規格寸法の厳守、縫製についても厳格にする必要があると認識している。特に夏季における現場では屋内外問わず、想像を超えるような温度が続いたことから年々過酷さが増しているため都度の検証と夏の暑さ対策についても継続した対応を求めるとともに衛生面と職場実態に応じた被服になるよう求めておく。

次に施設の老朽化についてであるが、施工されてから40年以上が経過した建物も多く存在している。適切なメンテナンスや計画的な設備更新が十分に行き届いていないことから、更新の遅れが生じ、対応に追われる状況にある。については現状を的確に把握したうえで、適切な整備体制を構築し計画的かつ着実に対応を進めるよう求めておく。

また、先にも述べたが、あらゆる有事の発生時に、行政サービスを停滞させないための必要な人財確保へ向け、技能職員の採用凍結を解除し、継続した新規採用を強く求めるとともに、組合員が「働きがい・やりがい」を持って業務をおこなえる職場環境整備を図ることを求めておく。

人財マネジメントの検討を行うにあたり、組合員一人ひとりのキャリアデザインを尊重し、組合員の能力が十分に発揮できる配置と業務執行体制の構築を行うよう求めておく。その際、勤務労働条件にも影響を及ぼしかねない事項も含まれることから、労働組合とも意見交換を行うよう要請しておく。

日々の組合員の奮闘は、市民の安全と安心、さらに安定した日常生活を守るためのものであり、局は使用者責任として、昼夜を問わずに懸命に働く組合員の努力をしっかりと受け止め、労働安全衛生面にも十分配慮した職場環境整備や、勤務労働条件の改善を図るよう求めておく。

(所属)

ただいま支部長より要請があった「熱中症対策の取り組み強化」について、保育所等における調理業務に関しては、夏季の調理室内は温度湿度とも高い日が多いことから、安全衛生委員会とも連携を図りながら、引き続き熱中症予防対策に取り組んでまいる。

次に「作業着などの改善」についてご要望があったが、熱中症予防対策や調理作業における労働安全衛生など、さまざまな観点から検討が必要なことから、安全衛生委員会とも連携を図り、検討を重ねてまいりたいと考えている。

「技能職員の新規採用の継続」については、「新・市政改革プラン」において、将来にわたって直営が必要となる部門においては採用を継続しつつも、職員数を適宜精査し、委託化・効率化を図りながら削減を進めていくとあるように、今後の事業のあり方とともに検討を進めてまいる。

また、その他の要求書の各項目については、本日申入れをお受けしたところであるので、内容確認の上改めて回答する。

それでは、本日は、勤務労働条件に関する要求書の申入れに関する交渉のため、これで終了とさせていただきます。